

重 点 事 项

1 社会福祉士及び介護福祉士法の改正について

(1) 介護福祉士・社会福祉士制度の見直しについて

介護福祉士・社会福祉士制度の在り方については、1988年（昭和63年）の制度施行から、現在に至るまでの介護や社会福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、昨年9月以降4回にわたって社会保障審議会福祉部会において審議が行われ、昨年12月12日に「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」において、特にその養成の在り方を中心として意見が取りまとめられたところである。（参考資料2）

厚生労働省としては、この意見を踏まえ、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案を今国会に提出することとしているところであり、厚生労働省の案として現在検討中のものの概要は以下のとおりである。（参考資料1）

(2) 介護福祉士及び社会福祉士の義務等に係る規定の見直し

① 介護福祉士については、その行う介護を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改めるとともに、認知症等の心身の状況に応じた介護、福祉サービスを提供する者又は医師等の保健医療サービスを提供する者との連携、資格取得後の自己研さん等に係る規定を整備。（公布日施行）

② 社会福祉士については、その業務として、福祉サービスを提供する者又は医師等の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡・調整を明確化するとともに、地域に即した創意と工夫、資格取得後の自己研さん等に係る規定を整備。（公布日施行）

(3) 介護福祉士の資格取得方法の見直し

介護保険制度の導入や障害者自立支援法の制定等による新たな介護サービスを担い、認知症の介護などの従来の身体介護にとどまらない広いニーズに対応できる介護福祉士の養成のため、資格取得に当たり、すべての者が一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、資格取得方法の一元化を図るもの

とする。

- ① 養成施設ルートについては、教育内容を充実した上で（1,650時間→1,800時間程度。省令事項。）新たに国家試験を受験する仕組みとする。（平成24年4月1日施行→平成25年1月試験から実施）
- ② 福祉系高校ルートについては、教育内容を大幅に充実（1,190時間→1,800時間程度。省令事項。）した上で、国家試験を受験する仕組みとする。その際、福祉系高校の教育内容について養成施設と同等の水準が制度的に担保されるよう、単に教科目及び単位数のみならず、例えば教員要件、教科目の内容等について新たに基準を課すとともに、文部科学大臣・厚生労働大臣の指導監督に服する仕組み等とする。（平成21年4月1日施行）
- ③ 実務経験ルートについては、3年以上の実務経験に加え、新たに6月以上の養成課程（600時間程度。通信課程の場合は1年以上。政省令事項。）を経た上で国家試験を受験する仕組みとする。（平成24年4月1日施行→平成25年1月試験から実施）

（4）社会福祉士の資格取得方法の見直し

サービスを利用者が選択できる制度としたことに伴い、利用支援、成年後見、権利擁護等の新しい相談支援の業務が拡大してきており、これに対応できる福祉現場における高い実践力を有する社会福祉士を養成するという観点から、資格取得方法の見直しを行うものである。

- ① 福祉系大学等ルートについて、指定科目の科目名が規定されているのみで、教育内容、時間数等については福祉系大学等の裁量にゆだねられている仕組みを改め、実習・演習系の指定科目については、教育内容、時間数等について、文部科学大臣・厚生労働大臣が基準を設定する。（平成21年4月1日施行）

- ② 行政職ルートについては、5年以上の実務経験をもって国家試験の受験資格が付与されるが、特に社会福祉士として必要な技能について体系的に修得する機会が確保されていないとの指摘があることから、4年以上の実務経験を経た後に6月以上の養成課程を経た上で、国家試験を受験する仕組みとする。（平成21年4月1日施行）

（5）社会福祉士の任用・活用の促進

福祉現場や行政における高い実践力を有する社会福祉士の任用・活用を促進するため、身体障害者福祉司等の任用資格の見直し等を行うもの。

- ① 社会福祉主事養成機関の課程を修了した後2年以上の実務経験を有する者については、既に社会福祉に関する基礎的知識及び技能をもって、福祉に関する相談援助を行っているものであると評価することができることから、6月以上の養成課程において必要な知識及び技能を修得したものに、国家試験の受験資格を認める。（平成21年4月1日施行）
- ② 福祉行政における社会福祉士の任用を推進するため、児童福祉司として任用することができる者と同様に、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等として任用することができる者についても、社会福祉士を法律上規定する。（公布日施行）

2 福祉人材確保対策の推進について

介護保険法の一部改正や障害者自立支援法の成立など利用者本位の社会福祉制度を構築するための改革が進められ、福祉サービスの質の一層の向上が求められている中で、それを担う質の高い人材の養成確保は、ますます重要な課題となっている。

そのため、今後、社会保障審議会福祉部会において、社会福祉法に基づく「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直し等について検討を行っていくこととしている。

各都道府県市におかれては、引き続き質の高い福祉人材の養成確保について格段のご配慮をお願いしたい。

(1) 介護福祉士・社会福祉士養成施設の実地指導等について

社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設等は、国家資格等の有資格者を養成するものであり、常に質の高い教育を行うことが特に求められるものであるが、養成施設の中には、

- ① 専任教員の数が不足している
- ② 教員要件を満たしていない教員がいる
- ③ 授業時間数が不足している
- ④ 実習施設の変更等の必要な事務手続きを行っていない

等、不適切な運営を行っている養成施設が見受けられる。

養成施設の適正な運営の確保のためには、学校法人や社会福祉法人等の設置者による専修学校設置基準等に基づく学校運営の適正化が大きく関わることから、各都道府県の法人を指導監査する部門とも連携し、効果的な実地調査が行えることが必要と考えている。

については、各都道府県におかれては、各地方厚生（支）局と連携の強化を図っていただき、養成施設の適切な運営・確保について特段のご協力をお願いしたい。

なお、社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設については、引き続き増加傾向にあり、平成19年4月開設予定のもの等も含めると、社会福祉士養成施設は49施設65課程（定員9,678名）、介護福祉士養成施設は425施設501課程（定員26,733名）となっている。

(2) 介護実習高度化モデル事業の実施について

介護福祉士の養成課程において、実習は、介護現場における実践を通じて学習した知識及び技能の確認を行うとともに、対人援助におけるコミュニケーションを学べる貴重な場であり、また、実際に介護の現場に参画することで、多職種協働の在り方を学ぶことができるなど、非常に重要な要素となっている。

効果的な実習が実施されるには、養成施設と実習施設とが、それぞれ役割を担って積極的に取り組むことが必要であるため、実習指導要領の作成を目的としたモデル実習を行うこととしている。

(事業の概要)

ア モデル実習施設は全国で7カ所程度選定する。

イ 厚生労働本省に検討会を設け、効果的な実習の在り方を検証し、実習指導要領を作成する。

ウ モデル実習施設1施設あたりの予算(案) 約6,000千円

エ 補助率 10/10

(3) 福祉人材確保重点事業

最近の雇用情勢は、我が国経済の順調な景気回復を背景に、有効求人倍率は1.0倍を越えており、特に福祉分野における有効求人倍率は全職業を対象とした有効求人倍率を上回って、需給状況の逼迫化が懸念されてきている。

福祉分野の有効求人倍率は、大都市圏では地方圏に比べ相対的に高く、また、パートを除いた場合には、パートを含む場合に比べ低くなっている。

このため、都道府県福祉人材センターにおいて、より地域の実状にあったきめ細かな福祉人材確保対策が必要となっており、都道府県福祉人材センター運営事業の見直しを行い、潜在的マンパワーの掘り起こし、福祉・介護分野への障害者雇用の促進等、それぞれの地域に応じた需要に対する重点的事業及び先駆的・試行的事業を優先的に採択することとしたので、関係機関に対して周知徹底するとともに、効果的な福祉人材確保を展開されたい。

なお、詳細について規定した実施要綱については後日発出予定であるのでご了解願いたい。

(事業の概要)

ア 実施主体	都道府県（都道府県社会福祉協議会への委託可）
イ 交付の考え方	事業の性質に応じ、基本事業（定額）と重点事業とに分けて採 択すること。
ウ 基本事業	基本的な運営費、無料職業紹介事業
エ 重点事業	地域の雇用情勢等を勘案した効果的な人材確保のための事業 (1) 潜在マンパワーの掘り起こし (2) 福祉・介護分野への障害者等の雇用促進 など
オ 事業費（案）	人材センター（基本事業 7,200千円、 重点事業 必要額） 人材バンク（基本事業 5,200千円、 重点事業 必要額）
カ 補助率	1 / 2

(4) 介護福祉士等修学資金貸付事業

介護福祉士等修学資金貸付事業については、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸し付けを行うため、平成17年度から「セーフティネット支援対策等補助金」のメニュー事業に統合して実施しているところであるが、今後とも質の高い介護福祉士及び社会福祉士をより多く養成確保する必要があることから、事業の適正実施に努められたい。

(5) 福利厚生センター事業の推進

現在の我が国の経済状況や雇用情勢を見ると、社会福祉事業従事者、特に介護職の離職率は、20.2%（事業所における介護労働の実態調査〔平成18年6月〕）と全労働者に比較しても高くなっており、社会福祉の現場が優秀な人材を確保し、質の高いサービスを安定的に提供するために、魅力ある職場づくりが必要となっている。

中小規模の事業者が多い社会福祉事業の中で魅力ある職場づくりを進めるためには、とりわけ福利厚生の充実が必要であり、このため、福利厚生センターにおいて共同によるスケールメリットを生かした事業実施が図れるよう、各種福利厚生事業の充実及び会員加入促進に努めてきたところである。

平成19年度においても、事業への意見・要望を聞くために各都道府県ごとに社会福祉法人の代表から組織された企画・情報会議のメンバー等に対して平成18年度に実施したアンケートの結果を基に、既存のサービスメニューを見直し、会員の希望する事業メニューの拡充等を行うこととしている。

単独で福利厚生の実現に取り組むことが困難な中小規模の事業者等に対しても、福利厚生の実現が図れるよう、各都道府県におかれては、関係者に対する福利厚生センター事業の周知について一層のご協力をお願いしたい。

(6) 日本社会事業大学における社会福祉士等に対するスキルアップ研修講座について

近年、社会福祉士等を取り巻く新たな相談として、高齢者や児童への虐待、認知症、権利擁護等に係る相談が発生している中で、これらの相談に適切に対応するための研修等の場の確保が必要となっている。

そのため、日本社会事業大学において、平成19年度より、社会福祉士、精神保健福祉士等の国家資格保持者に対して相談援助に関する最新の知識を付与し、相談に適切に対応できるよう、スキルアップ研修講座をモデル的に開催することとしているので、管内関係者に周知し、当該研修の積極的な活用を努められたい。

(事業の内容(予定))

ア 講座科目	10講座 (児童ソーシャルワーク、権利擁護など)
イ 日程	1講座 2日間
ウ 定員	1講座 20名程度

(7) 社会福祉事業従事者に対する研修

中央福祉学院においては、平成19年度においても、従来通り社会福祉研修を実施することとしている。特に介護教員講習会については、現に養成施設の専任教員となっている者は平成19年度までに講習を修了しなければならないこととなっているため、受講定員を拡大し、対応することとしている。

なお、平成19年度の委託研修の詳細については、後日、研修要綱を発出する予定であるので、同学院のこのような取組の積極的な活用をお願いする。

また、国立保健医療科学院においても、地方自治体の福祉担当職員を対象とした社会福祉研修を実施することとしているので、引き続き本研修の積極的な活用について、ご配意願いたい。（参考資料 1 2、1 3）